

地域間幹線系統確保維持国庫補助金の申請について

本件は、路線バス「海老名駅寒川駅線」に係る国庫補助申請に際し、地域公共交通会議の承認を要することから、お諮りするものです。

本申請に係る事業年度は、国庫補助の要綱に基づき令和8年10月1日から令和9年9月30日までを1年度としており、次葉以降の申請書(案)について、ご審議をお願いいたします。

本会議で承認をいただきましたら、6月30日までに関東運輸局へ提出する予定です。

なお、現在運行中の令和8年度事業の事業評価について、昨年度より地域公共交通会議で確認することとなりました(令和9年1月頃目途)ので、ご承知おき願います。詳細につきましては改めてお知らせいたします。

<参考：手続きの流れ>

R8.5.26	地域公共交通会議にて R9 補助計画書の協議
R8.6.30 (締切)	関東運輸局へ R9 補助計画書提出
R8.11月	R9 補助金交付申請
R9.1月	R8 年度事業の事業評価
R9.3月	R8 年度事業の補助金交付請求

令和 8 年 5 月 2 6 日

寒川町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【寒川町】

寒川町では、高齢化の進行等により交通弱者の増加が予想され、地域における公共交通の重要度は年々高まっている。このため、利便性の高い公共交通の確保・維持を図るとともに、地域において持続可能な公共交通体系を構築することが喫緊の課題となっている。また、人口減少に伴う公共交通サービス需要の縮小や交通事業従事者（運転手等）不足など公共交通を取り巻く状況は大変厳しいものとなっており、既存交通サービスの維持確保について計画的に対応する必要がある。当町では地域間幹線系統バスとして、海老名駅寒川駅間路線バスを運行しており、町における交通空白地域の解消と持続可能な公共交通の実現に必要不可欠な路線と捉えている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社	海老名駅寒川駅線 (海老名駅～東今里・十二天～寒川駅)	73,000人	33.69%

(寒川町地域公共交通計画 P73 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・バス運行のチラシを作成しイベントにおいて配布し、またバス停付近の店舗に配布を依頼している。（事業者、海老名市、寒川町）
- ・通勤需要の取込みのため、PR チラシ等を作成し周知を図る。（海老名市、寒川町）
- ・ご利用されるお客様の利便性向上を目的に、周辺道路混雑時の計画的迂回運行による遅延回避を図る。（事業者、海老名市、寒川町）

(寒川町地域公共交通計画 P73 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 4」を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和 9 年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。 系統別についての取組内容と目標については、別紙参照。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】 「海老名駅寒川駅線」の確保維持を目的とする。 当該地域間幹線系統確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】 ・ 老朽化した車両を更新し、地域間幹線を確保維持する。 ※ 県内バスのバリアフリー化（R7.3月末時点） バス車両 4,052 両のうちノンステップバスは、3,259 両（80.4%） （都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況（国土交通省） 抜粋）
(2) 事業の効果 【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】 ・ 新車両を取得することにより、地域間幹線系統が確保維持される。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 及び表 7」を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 該当なし。
(2) 事業の効果 該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
【寒川町】 ・令和8年5月26日 寒川町地域公共交通計画（別紙）を承認。
19. 利用者等の意見の反映状況
【寒川町】 寒川町地域公共交通計画の策定にあたり、令和6年1月4日から2月2日にかけて意見聴取を行った結果、補助路線に係る意見は無かった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
（所 属）	寒川町 都市建設部 都市計画課
	都市計画・開発指導担当
（氏 名）	鈴木 正人
（電 話）	0467-74-1111
（e-mail）	toshikei@town.samukawa.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町 村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事 業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置
神奈川県	神奈川県中央交通（株） 相鉄バス（株）	(7) 海老名駅寒川駅線	7,895.0	
	小計		7,895	
	合 計		7,895	

（注）

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

令和10年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (由緒番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額	特 例 措 置
神奈川県	神奈川県中央交通(株) 相鉄バス(株)	令和10年度については、令和9年度 事業から土日・祝日の日数による運 行回数等の違いを除き、変更がない ため省略		
	小計			
	合 計			

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

令和11年度

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行予定者名	確保維持事業 のページ	特 例 措 置
神奈川県	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	令和11年度については、令和9年度 事業から土日・祝日の日数による運 行回数等の違いを除き、変更がない ため省略		0
	小計			5
	合 計	7,895		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度の計画から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	神奈川中央交通株式会社 / 相鉄バス株式会社
------	------------------------

1. 申請事業者の概要
(省略)

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c) / 3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
武蔵・相模	746 円	0 銭	617 円	70 銭	128 円
	円	銭	円	銭	円
			0 円	銭	円
				銭	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率 コ
		基準期間の	年度	／3
		基準期間の	年度	／3
		基準期間の	年度	／3

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程	オ		オ÷チ＝ク の比率	リ		ヌ	ル		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、 同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ
				起点	主な経由地	終点						往0.0km 復0.0km	(平均)		往0.0km 復0.0km	(平均)		往0.0km 復0.0km	(平均)		
武蔵・相模	第1号	海老名 寒川線	東金里・十二天	寒川駅	365 日	3,158.0 (8.6) 回	4.4	37.8 人	往11.1km 復11.1km	(平均) 11.1km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%	
	第2号				日	(0.0) 回		0.0 人	(平均)												
	第3号				日	(0.0) 回		0.0 人	(平均)												
						日	(0.0) 回		0.0 人	(平均)											
合計			系統						往11.1km 復11.1km	11.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助対象系統のキロ当たり経常収益																			補助対象 経常収益 の見込額
補助ブロック名	申請 番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額：カ	ゾ'とゾ''のいずれか少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3＝ゾ' (d+e+f)/3＝ゾ'	基準期間の前々年度			基準期間					
							基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益 控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ゾ'－h＝ゾ''		実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	
武蔵・相模	第1号	0	100.000%	69,793.2 km	43,111,259円	244円.02銭	0円.00銭	244円.02銭	15,395,463円	70,215.0 km	219円.26銭	17,932,204円	70,144.4 km	255円.64銭	18,005,955円	70,015.2 km	257円.17銭	17,030,936 円	
	第2号	0																0 円	
	第3号	0																0 円	
		0																0 円	
合計					69,793.2 km	43,111,259円			15,395,463円	70,215.0 km		17,932,204円	70,144.4 km		18,005,955円	70,015.2 km		17,030,936 円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はのうちに ずれか少ないほう の額	ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの	ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗 入部分以外に係るもの	ソ×ラ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
武蔵・ 相模	第1号	0	26,080,323 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	15,790,751 円	15,790 千円	7,895.0 千円	35,034,791 円	27,139,791 円
	第2号	0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
	第3号	0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
		0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			26,080,323 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	19,400,066 円	15,790,751 円	15,790 千円	7,895 千円	35,034,791 円	27,139,791 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合					
			都道府県		市区町村		その他の者	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
武蔵・相模	第1号	0						
	第2号	0						
	第3号	0						
	0	0						
	合計							

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
神奈川県		海老名市	海老名市には、商業施設・総合病院・学校等の生活基盤が整備されているとともに、小田急線・相鉄線・JR相模線の交通結節点にもなっているため。

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	相鉄バス(株)
------	---------

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)	
補助ブロック名	申請番号 確保維持路線名

新規車両なし

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く			実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	償却限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法)A×0.4=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ヨ×7÷12(月)=カ	計画額 (千円)	*残存価 格 (円) ヘ=カ-タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ										
第1号				0	-1	0		0	0	0	7	0 円	0.0	0
計	0	0	0	0	-1	0		0	0	0	0	0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	2.5%の 低い方の率 (%)	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
	への額以内		レ	リ	円	円
					円	円
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

申請 補助 ブロック 番号	負担者とその負担割合				事業者自己負担 負担額	負担割合 %
	市町村	市区町村	その他の者	「その他の者」 の具体的な減額		
第1号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	円	%
第2号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	円	%
合計	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
武蔵・相模	第2号	海老名駅寒川駅線	第1号	1

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) $7 \times 0.4 = 2.8$ (定額法) $7 \times 0.2 = 1.4$ 前年度2(2年目のみ)の額ニウ	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ハとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $7 \times 1 \div 12(月) = 0.583$ (最終年度) $7 = 3.875$	計画額(千円)	*残存価格(円) $7 - 3.875 = 3.125$
第2号	15,000,000	500,000	3,000,000	0	3,000,000	500,000	500,000	2	500,000	250	0
計	15,000,000	500,000	3,000,000	0	3,000,000	500,000	500,000	2	500	250	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内ニコ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円) $7 \times 1 \div 2 = 3.5$
			(自)	(至)				
					I	7	7	
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
500	250

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
海老名駅～寒川駅（神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社）

- 1 これまでの改善等に向けた取組
- 当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。
これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。
- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
 - ・これまで海老名市コミュニティバス本郷ルート、寒川町コミュニティバス北ルートとして運行してきた路線を見直し、平成26年10月に新規路線として現在の海老名駅～寒川駅線を運行しているため、バス運行のチラシを新たに作成しイベントにおいて配布し、またバス停付近の店舗に配布を依頼している。（事業者、海老名市、寒川町）
 - ・運行開始以降、バス停を2箇所追加したほか、寒川神社へアクセスできる路線としてPRするため、バス停名称の変更・行き先の表示方法を変更した。（事業者、海老名市、寒川町）
 - ・沿線の施設において、当該系統を利用することで受けられる優待イベントを実施し、海老名駅周辺にチラシを設置した。（事業者・海老名市）
 - ・寒川町の町境に隣接する藤沢市の一部地域に最寄りのバス停への案内チラシを配布し、公民館での配布も依頼した。（寒川町）
 - ・市の広報に、外出時の移動手段として掲出した。（海老名市）
 - ・市役所内デジタルサイネージに当該路線バスを含む市内運行バスのコンテンツ（静止画）を放映した。（海老名市）
 - ・沿線施設のホームページにおいて、当該施設への交通手段の一つとして当該バスの掲載を依頼した。（海老名市）
 - ・車内に当該路線バスを含む市内運行バスの紹介ポスターを掲出した。（海老名市）
 - ・寒川町産業まつりにおいて、当該路線を周知するチラシを配布した。（寒川町）
 - ・薬局、喫茶店、公民館、診療所などにチラシを配架した。（寒川町）
- 2 今後の取組
- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施。（事業者）
 - ・バス運行のチラシを作成しイベントにおいて配布し、またバス停付近の店舗に配布を依頼している。（事業者、海老名市、寒川町）
 - ・車内や市役所内デジタルサイネージに、当該路線バスを含む市内運行バスの紹介ポスターや静止画コンテンツを放映し、利用促進を図る。（海老名市）
 - ・通勤需要の取込みのため、PRチラシ等を作成し周知を図る。（海老名市、寒川町）
 - ・ご利用されるお客様の利便性向上を目的に、周辺道路混雑時の計画的迂回運行による遅延回避を図る。（事業者、海老名市、寒川町）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R9
運行回数(回/日)	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
路線キロ程(km)	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
年間実車走行キロ(km) ※R9は年間計画実車走行キロ(km)	70,116.4	70,120.4	70,215.0	70,144.4	70,015.2	69,793.2
経常費用 A(千円) ※R9は見込額	44,994	46,499	48,381	52,606	55,940	52,065
経常収益 B(千円) ※R9は見込額	11,567	14,223	15,395	17,932	18,005	17,030
収支率 B÷A(%) ※R9は目標収支率 下記(2)参照	25.71	30.59	31.82	34.08	32.18	33.69
年間輸送人員 D(人) ※R9は目標年間輸送人員 下記(1)参照	49,954	59,689	62,664	69,173	69,884	73,000

※本路線はH29. 4. 1から補助対象となる。

- (1) 目標年間輸送人員
- 本路線はH29. 4. 1から補助路線としているが、運行はH27からの運行実績があるため、これを基に算出した年間輸送人員を基準とする。
- ①運行回数 1 回当たりの利用者を 1 人増やす
→1人×8. 6回×365日＝3, 139人

②基準値
直近 3 年間（R5～R7）の年間輸送人員の平均値、またはR7の年間輸送人員と比較し高いものとする。
→67, 240人（R5～R7平均） < 69, 884人（R7年間輸送人員）

③R9目標年間輸送人員設定（①＋②）
→3, 139人＋69, 884人＝73, 023人
→百の単位を四捨五入、73, 000人を目標値とする。

・設定理由
利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数 1 回当たりの利用者を増やす」という設定にした。
- (2) 目標収支率
- ①年間事業収支率を 1 %改善する

②基準値
直近 3 年間（R5～R7の収支率の平均値またはR7の収支率のいずれか大きいほうとする。
→32. 69%（R5～R7平均） > 32. 18%（R7収支率）

③R9目標収支率設定（①＋②）
→32. 69%＋1%＝33. 69%

・設定理由
収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した。

(参考 補助金交付実績額の内訳 単位:千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
国	8,064	6,734	4,920	6,002	6,130
市・町	20,235	22,211	25,301	24,805	25,561
合計	28,299	28,945	30,221	30,807	31,691

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

本省提出用(電子版)

神奈川中央交通株式会社	
事業者名	(担当部門の名称) 運輸計画部 運輸担当
運行計画担当部門	(責任者役職・氏名) 課長 木村 弘明
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸計画部 計画担当
	(責任者役職・氏名) 課長 橋山 英人
事業者名	相鉄バス株式会社
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸課
	(責任者役職・氏名) 課長 湯口 昭
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業課
	(責任者役職・氏名) 課長 福田 有二

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度)

[illegible]

[記載要領]

- (注)。この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定めた特定の期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前々年度及び基準期間の前年度に係る様式第1～5の添付を省略することができる。)
- (但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度又は基準期間の前々年度と作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定めた特定の期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前々年度及び基準期間の前年度に係る様式第1～5の添付を省略することができる。(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度又は基準期間の前々年度と作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同じものとする。
 3. 起点及終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を点数第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。
 5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 7. 運送収入は、当該運行システムの補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 9. 1系統当りの經常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たりに該系統の实車走行キロに乗じたものとす。
 10. 平均賃率は、停留所相互間総運費÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満四捨入)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 11. 平均乗客密度は(B) $\div$ (C) $\div$ (F)と運賃、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合等特記すべき事項については必ず記載すること。
 13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 14. 市町村による依頼者などの有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
(注上)町村による依頼者など、以降に於いて、前々年度(基準期間)であるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前年度、基準期間の前の前々年度を追加工して読み替えるものとする。

補助対象路線図

 補助対象路線
 市町境界線

